

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第74回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年9月27日（火）13時58分～15時6分

於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、関口 博正、
長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

富 永 昌 彦（総合通信基盤局長）

巻 口 英 司（電気通信事業部長）

秋 本 芳 徳（総合通信基盤局総務課長）

竹 村 晃 一（事業政策課長）

堀 内 隆 広（事業政策課市場評価企画官）

藤 野 克（料金サービス課長）

内 藤 新 一（料金サービス課企画官）

廣 重 憲 嗣（電気通信技術システム課番号企画室長）

東 政 幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

ア 電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備
の指定について【諮問第3087号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可
並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可
（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに
負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3088号】

ウ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第 3089 号】

2 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成 27 年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○辻部会長 それでは、皆様お揃いになりましたので、ここで情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第 7 4 回を開催したいと思います。

本部会には、委員 8 名中 7 名が出席されておりますので、定数を満たしております。

議 題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号の規定による特定電気通信設備の指定について【諮問第 3087 号】

イ 電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第 3088 号】

ウ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第 3089 号】

○辻部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、諮問事項 3 件及び報告事項 1 件でございます。

まず、諮問第 3087 号「電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号の規定による特定電気通信設備の指定」について審議をいたします。

総務省から説明をお願いいたします。

○竹村事業政策課長 それでは、電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定について、諮問の概要を説明させていただきます。お手元の資料 7 4 - 1 の中の A 4 のパワ

ーポイント横の資料74-1-1をご覧ください。

1ページおめぐりいただきまして、本件は、本年5月21日に施行されました改正電気通信事業法における登録の更新制に関する告示の一部改正を行うものでございます。一種指定設備設置者や二種指定設備設置者、またはその特定関係法人、すなわちグループ会社が合併や株式取得によってグループ外の大規模事業者、すなわち特定電気通信設備の設置者を吸収等する場合に、当該指定設備設置者には電気通信事業の登録の更新が義務付けられてございます。総務大臣は、事業者からの申請を受けて、電気通信の健全な発達等の観点から審査し、登録の更新の可否を判断するという枠組みでございます。

次の2ページをご覧ください。ここでは、制度が適用されます具体的な事例をご紹介します。ケース①の場合は、指定設備設置者Aがグループ外の特定設備設置者Bを合併等する場合でございます。ケース②は、指定設備設置者Aがグループ外の特定設備設置者Bをグループ会社化するという場合でございます。ケース③は、指定設備設置者Aのグループ法人Cが、グループ外の特定設備設置者Bと合併等する場合でございます。こういった場合に登録の更新が必要になるということでございます。

その次、3ページでは、特定電気通信設備とは何かということについてご説明させていただきます。特定電気通信設備は現在、固定通信については、一種指定設備に加えまして、都道府県における加入者回線シェアが10%超という指定基準によりまして、ご覧の7社が総務省告示により指定されてございます。移動通信については、二種指定設備に加えまして、業務区域における端末シェア3%超という指定基準によって、ご覧の1社が告示により指定されております。

それでは、次の4ページにいきまして、今回諮問させていただきます告示改正案の概要をご説明いたします。表には委員限りの情報が含まれているため、取り扱いにはご注意いただきたいと思っております。

まず、固定通信については、岐阜県における中部コミュニケーションの加入者回線のシェアが平成27年度末に10%を超えましたために、新たに特定電気通信設備として指定することとしたいというものでございます。また、徳島県におけるSTNetの加入者回線のシェアが10%以下となりましたために、特定電気通信設備としての指定を解除することとしたいというものでございます。

移動通信につきましては、UQコミュニケーションズの端末シェアが平成27年度末に3%を超えましたために、新たに同社の設備を特定電気通信設備として指定すること

としたいと考えてございます。

本件は、以上について総務省告示の改正案を諮問するものでございます。説明は以上でございます。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

　　ございませんでしょうか。

○三友委員　　ありがとうございます。確認です。シェアの計算の方法ですが、単年度と
　　いいますか、年度末で示されているものと、2年間の平均で示されているものとありま
　　すけれども、これは何か基準のあり方というのがあるのでしょうか。

○竹村事業政策課長　　固定と移動で確かに基準は違うわけでございますけれども、それ
　　ぞれ一種指定設備と二種指定設備におけるデータのとり方が、固定の場合には前年度末
　　となっております。移動の場合には前々年度末と前年度末の平均値を取って前年度の
　　年央値を算出するというをやっておりますことから、それを踏襲したものでござい
　　ます。

○辻部会長　　よろしいでしょうか。

○三友委員　　はい。

○辻部会長　　多分に移動通信はシェアの変化が激しいから、時点で見ると、期間の平
　　均みたいなもので見たほうが正確になるような気がします。いきさつは忘れましてけ
　　れども。

○三友委員　　違う基準なものですから、確認させていただいたものです。

○辻部会長　　ほかにどなたかございませんでしょうか。

　　これも昨年度もここで審議していただいて今年施行されたものでありますので、初め
　　での改正ということではありますが、これでよろしいかと思えます。

　　それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまし
　　て、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載
　　するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

　　本件に関する意見招請は10月27日木曜日までといたしますが、よろしいでしょ
　　うか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　それでは、その旨決定することといたします。ありがとうございました。

続きまして、諮問第3088号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。お手元の資料74-2でご説明させていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目が諮問書でございますけれども、2ページ目が申請概要でございます。こちらは、ユニバーサルサービスの赤字の一部を補填するための交付金の制度に基づきまして、一般社団法人電気通信事業者協会様から認可の申請があったものでございます。

申請の概要でございますけれども、平成29年、要するに来年に交付、負担される交付金あるいは負担金に関するものでございまして、申請の概要に①とございますが、交付金の額と交付方法、それから、②とございますが、負担金の額と徴収方法について申請があったものでございます。

ユニバーサルサービスがどのような赤字になっているのか、それから、交付金、負担金がどのように算定されているのかをご覧いただきたいと思っておりますので、まず、11ページからの参考資料をご覧いただければと思います。

12ページをご覧いただきますと、27年度のNTT東日本・西日本のユニバーサルサービスとっておりますが、電気通信事業法上は基礎的電気通信役務とっておりますけれども、こちらの収支をまとめたものでございます。

左がNTT東日本、右がNTT西日本ですが、東日本では加入電話の赤字が372億円、第一種公衆電話が18億円の赤字、合計390億円となっております。西日本は、同様に加入電話が410億ほど、第一種公衆電話が15億円ほどの赤字でございまして、合わせて426億円の赤字となっております。東西合わせて816億円の赤字ですが、この一部を補填するというので今回の申請があったものでございます。

次の13ページ目から補填対象額の算定についてご説明しておりますので、こちらをご覧いただければと思います。先ほどご覧いただきました収支は実際にかかった費用、収益によるものでございますが、今度はNTT東日本・西日本の収益、こちらは実際の収益でございますけれども、原価は管理部門を長期増分費用モデルで算定したものを掲げてございます。いわゆるインフラの部分の費用をここであらわしているわけでござい

ますけれども、それに対して、これを使う形になっている利用部門の営業費等が入るわけですが、こちらは実額で記載してございます。

これによる赤字を東と西についてそれぞれ算定してございますけれども、まず、基本料、アクセス回線のところについてそれを掲げたものでございます。ここで対象としているアクセス回線は、表の右側のほうに回線数を掲げてございます。こちらはユニバーサルサービスですので、本来ですとメタル回線だけになるわけでございますけれども、平成20年の制度見直しで、メタル回線のほかに、一部でIP電話に移行した回線を合算してございます。合わせて、黄色のところにありますけれども、4,484万回線となっていますので、こちらの赤字額をLRICモデルも使って算定したものをここに掲げているわけでございます。

結論からいうと、このうちの4.9%に当たるわけですが、赤字の額の大きいものから右から並べていきまして、同じページの右下にグラフがございまして、並べた中で、全国平均費用に標準偏差の2倍分、平均から離れた部分のものを集計して出しますと、加入電話回線数が219.7万回線となります。こちらについて、補填対象となる額を算定してございます。それが31億円となっております。

次の14ページ目になりますと、今度は、同じ加入電話の緊急通報、警察や消防等にかける場合の費用でございます。これは、警察や消防等の側の引き込み回線の赤字を算定しております。対象となる、かける側の加入電話回線数は、先ほどのような補正をしていませんので、2,057万回線についてまず、算定しまして、このうちの4.9%、100.8万回線からかける対象となる警察や消防等の側の引き込み回線の額を出してございます。結論から申しますと、表の下の方でございまして、5,700万円を補填対象額と算定しております。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思っております。ユニバーサルサービスの対象となっていますのは、先ほどご覧いただいたようなアクセス回線に係るもの等に加えまして、第一種公衆電話に係るものがございます。市街地ですと500メートル四方、それ以外の地域ですと1キロメートル四方に1台は確保しようということで設置されている公衆電話についてでございますけれども、現在、東西合わせて11万台弱あるということで、ここから、まず市内通信に係るものの補填対象額を算定しています。それが、このページの上の方にありますが、約37億円となります。

それから、下の方ですけれども、離島特例通信といたしまして、離島と、もとも

とトラフィックが多いところの本土側を隣接したMAとみなしている部分でございますけれども、こちらについても算定しています。公衆電話の台数でいうと、1万3,861台ということで、これに対応する補填対象額を800万円と算定してございます。

次の16ページをご覧いただきたいと思います。今度は公衆電話からかける緊急通報に係る補填対象額を計算しています。先ほどの緊急通報の場合と異なりまして、公衆電話側の赤字分を見ているわけでございますけれども、こちらが300万円と算定されてございます。

17ページをご覧いただきたいと思いますが、今まで申し上げたような金額を合計すると、このページの上の方になりますが、赤字で囲った東西合わせて69億2,700万円を補填対象額として算定しております。

これに、申請者の支援業務分7,300万円を加えまして、それから、前年度分の繰越がございますので、その分を引いて、最終的に利用者の方に転嫁される番号単価というのが算定されます。矢印を追っていただきますと、分数がございまして、全体の金額を電話番号の数で割るという作業をしてございますけれども、出た数字が2.36円余りということで、番号単価としては2円になります。

今、申し上げました補填対象額の69億円は、前年度の67億円余りから額が増えております。近年の傾向は、むしろ減っていく傾向にありましたので、今回、ややイレギュラーにも見える現象が起こっているわけですが、1つは、NTT東西の報酬額が増えているのと、長期増分費用モデルにおいて、一部地域で需要の減によって交換機が必要ないとみなされたところでは、リモートターミナルを設置しますので、そのために加入者回線が長くなってしまいうように見えてしまうところがございます、その分のコストが加わって、このように若干増えているということになってございますが、1番号当たりの単価で見ますと2円程度ということですので、おおむねこれまでの傾向並みという結果になっているわけでございます。

以上の算定の結果を踏まえて、認可申請の内容でございますけれども、恐縮ですが、前の方に戻っていただいて3ページをご覧いただきたいと思います。こちらの補填対象額、東西合わせて69.3億円ということでございます。再掲で下の方に実際の赤字額を出してございますけれども、このうちの一部であるということで、これを補填することになっているものでございます。

そして、4ページをご覧いただきますと、実際の交付金の額をここで出してござい

す。NTT東日本・西日本で利用者に転嫁されて集める額というのは、結局自分のところにまた払われるわけですので、そこを相殺する形で算定しています。例えば、東日本ですと、40.4億円からNTT東日本のところで負担される額を引いた形で交付金という額が算定されております。

交付方法でございますが、銀行振込で行うと。その際の手順に従った通知等を行うことが申請されてございます。

今度は、これを負担する側から表現したものがございます。6ページにまいります。こちらは負担金の額の考え方を書いてございます。ここで負担金といいますのは、先ほどの交付される交付金の財源という形で考えておりますので、アの(a)及び(b)のところは、先ほど計算された番号単価に番号の総数を乗じた額が示されているのですが、プラス(c)の前年度の残余额、こちらは、前年度にも既に集めたものですが、交付金の財源としてここに含まれるということで、これを足した形で表現されてございます。

8ページにまいりますけれども、負担金の徴収方法がここで申請されてございます。基本的には銀行振込で行う、その際の通知等を行う、それから、納付期限や延滞金の考え方もここで示されてございます。

以上の申請内容を見ますと、9ページ、10ページでございますけれども、電気通信事業法第109条1項の規定による審査の審査基準の細目を総務省にて定めてございすけれども、これに照らして「適」と、問題ないのではないかと判断してございます。

以上について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○辻部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○山下委員　　それでは、1つ伺ってよろしいですか。15ページのところになるのですが、離島特例通信について、細かい話になりますけれども、教えていただければと思います。

今、離島と本土側の隣接MAの間と伺いましたが、例えば瀬戸内海の離島等の場合は、隣接の一番近いところが他県だったりする島があるのです。そういう場合は他県の方とのMAで繋ぐのでしょうか。それとも、同じ県側に繋いでいくような考えになっているのでしょうか。

- 藤野料金サービス課長 県内にするということにはなっていないと思いますので、やはりトラフィックの一番多いところの隣接にあるとみなしていると理解してございます。
- 山下委員 それから、離島の場合、高齢化が進んで無人になろうとしているところは結構時間の問題だったりするところがあるわけですが、離島に人が住んでいなくなった場合、そこはこの対象から外れていくのでしょうか。人がいないというのは、実際の居住ではなくて、住民票ベースでお調べになっていらっしゃるのかなと思うのですが、あまり大きな金額ではないのであれですが、今後、人が住まなくなっていくとこの金額は小さくなっていくのだろうかということを思いましたので、お尋ねする次第です。
- 藤野料金サービス課長 こちらは公衆電話ですので、その近くに住民がいるかというよりは、基本は、先ほど申し上げたような面積によるのですけれども、ただ、市街地と違う場合には1キロメートル四方に1台という基準になりますので、その分、公衆電話の設置基準は緩やかになるわけですが、そういった基準で置かれているものと理解してございます。
- 山下委員 ありがとうございます。
- 辻部会長 公衆電話を設置する位置というのは、今のように人口が変わっていったら、メッシュの中で1台で計算されていますけれども、実際の問題は、撤去したり置きかえたりというのは事業者の方がされておられるのですか。
- 藤野料金サービス課長 数は大分減らされてきているのが公衆電話の実態でございますけれども、最低限、面積当たりでは拠点としては置いておこうということで置かれているのが第一種公衆電話ですので、撤去されている部分は第一種公衆電話ではないものがかなり多いのだと思います。
- 辻部会長 それでは、はい。
- 関口委員 記憶があやふやなので、あまり正しくないかもしれないですが、今、山下委員がお尋ねの無人になってしまったところの電話回線サービスを、公衆電話を含めてどうするかというのが、これから多分大きな問題になってくると思うのですが、現状は、人が住む可能性がある限り回線は維持しなければいけないはずだと思います。無人になっても、そこは人が住まない、居住を放棄するということがはっきりすれば扱いは変わってくると思うのですが、そこに人が戻ってくる可能性がある限りにおいては回線を撤去するということはないと思います。

だから、限界集落についても、ラストリゾートとして電話は必ずつながる環境を維持するということになっていると思います。これから、国交省を含め、いろいろな議論が巻き起こると思いますが、少なくとも電話に関しては、人が住める環境である限り、そこに人がいようといまいと電話サービスができる環境を維持するはずだと思っています。

○山下委員　よろしいですか。そんなに本質的ではなくてあれなのですが、今、有人離島が200（正しくは421）ぐらいあると思うのですがけれども、離島全部で6,000（正しくは6,847）ぐらいあるのです。ただ、その中には、人が住んでいないけれども、住む可能性のあるところも非常に多いと思うのです。そのあたり、過去に住んでいた実績があつて住まなくなったところというふうに先生はおっしゃっているのでしょうか。あとの5,800はどういう扱いなんだということになりかねないと思うのです。

○関口委員　よくわからないのですが、多分、電話回線が引いてあれば、それを撤去することはないと思います。住んだ人がいないという島の場合であれば、そもそも電話回線は引いていないはずですから、そこに引く義務はないと思います。

○辻部会長　いえ、ユニバーサルサービスだから、人が住むことを想定してひいているのではないのでしょうか。

○関口委員　ですから、住んだタイミングで引いてくれと言ったら引かなければいけない。

○辻部会長　そういうことですね。

○関口委員　引いてあつた人がいなくなってしまうときには、直ちにはその回線は撤去しないはずです。

○酒井部会長代理　今の点は微妙かもしれません。無人島に住んで電話を引いてくれと行って、本当に引く義務があるかどうかということまで、私も肝心なことはわかりませんけれども。

○藤野料金サービス課長　公衆電話じゃなくて加入電話ですと、住まれている方のところに引くことになるので、引いて下さいということであれば、基本は引くのだと思います。

○酒井部会長代理　本当に全然誰も住んでいない無人島に冒険で住んでみようと思っても、NTTは引かなければいけないのでしたっけ。

○竹村事業政策課長 基本的に、サービス提供エリア外といたしますか、全く新しいところに住まれるときには、それなりの負担金をいただいて引いておられると承知していません。

○辻部会長 ありがとうございます。

いろいろ議論が出ましたが、ここの重要な金額あるいはユニバーサルサービスの番号単価は、基本的に交付金や負担金に係る算出方法は昨年と変わっておりませんので、この金額で妥当かと思えます。また、徴収方法につきましても例年どおりでありますので、よろしいかと思えますがいかがでしょうか。

本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告し、広く意見の募集を行いたいと思えます。

なお、本件に関する意見招請は10月27日木曜日までといたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

続きまして、諮問第3089号「電気通信番号規則等の一部改正」について、総務省から説明をお願いいたします。

○廣重番号企画室長 番号企画室の廣重でございます。

お手元の資料74-3をご覧くださいませでしょうか。諮問書、改正概要、新旧対照表ということになっておりますが、このうち改正概要、横長のパワーポイントの資料でございますけれども、これに基づきましてご説明いたします。

横長の資料、電気通信番号規則等の一部改正についてというものをおめくりいただきますでしょうか。1ページ目、諮問の背景・概要であります。まず、背景といたしましては、データ通信を中心とした携帯電話サービスの急速な拡大があります。そのため、携帯電話番号の枯渇対策が必要になっております。また、あらゆるものがインターネットに接続されるI o T時代において、M2Mの特性に対応した番号制度が必要になってございます。

こうした状況を受けまして、情報通信審議会において、昨年ですけれども、携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行いました。その結果、昨年12月、M2M等の利用について、020番号を開放することが適当という答申が示されたところでございます。

今回の諮問におきましては、情報通信審議会において示されたこういった方向性に基づきまして、実際に番号制度を改正したいというものでございます。

改正の概要でございますけれども、M2M等専用番号として020番号を創設する、このために電気通信番号規則を改正したいと思います。それから、M2M等専用番号についてはユニバ料負担の対象外としますので、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則についても改正を行いたいと考えております。そのほかにも関係する省令、告示等を改正する必要が出てきます。

具体的な施行期日でありますけれども、改正省令の施行期日は平成29年1月1日を予定しているところでございます。

以上が概要でございますが、詳細については2ページ目以降をご覧くださいませうでしょうか。

2ページ目、0A0番号帯の使用状況でございます。0A0番号帯は、それぞれの番号帯で用途を設定してございます。この表をご覧くださいませると、上から、010については国際電話という用途になってございます。次に、020の番号帯でございますが、いわゆるポケベルとして020-4の番号帯を今、指定してございます。それ以外のもの、例えば020-1でありますとか、あるいは020-5というものについては、未指定ということで8,000万の空き番号がございます。ここをM2M等専用番号にしたいというものでございます。

それから、下の方にいきまして、030、040といきまして、070、080、090でございますが、これが携帯電話、PHSに現在使用されているところでございます。080と090につきましては、番号容量9,000万でございますけれども、全ての番号が指定済みとなっております、事業者にわたってございます。唯一070でございますけれども、指定可能数のところを見ていただきますと、3,740万となっております。これが総務省の手元にある未指定分の番号数という状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目でございます。携帯電話・PHSの契約数の推移をグラフにしたものでございます。契約数をベースにしておりますが、ほぼ1契約1番号とお考えいただければよろしいかと思います。全体を見ていただきますと、契約数は年々伸びてございます。平成28年3月で見ますと、契約数全体で1億6,048万件となっております。

この内訳でございますが、うぐいす色の部分を見ていただきますと、データ通信専用

契約（通信モジュールを用いるもの）でございますけれども、28年3月時点で1,297万件、1年前に比べて11.0%の増加となっております。その下、データ通信専用契約ですけれども、通信モジュール以外のものがございますが、これにつきましては2,512万件、1年前に比べて10.7%増となっております。このように、データ通信専用部分が伸びてございますので、番号枯渇対策の観点からはこういった需要の拡大に対応する必要があるということでございます。

次の4ページにまいります。携帯電話・PHSの電話番号の指定可能数の推移でございます。これは、総務省の手元にあります未指定分の番号、いわゆる番号の在庫を示したグラフでございます。年々減少しているところであります。平成28年3月、最新の状況でいいますと、番号の在庫が3,740万という状況になってございます。このペースで減少していきますと、近い将来、携帯電話番号の枯渇のおそれが出てくるという状況でございます。

次のページをお願いいたします。M2M関連の需要予測でございます。今までは番号枯渇の話でございましたが、これからはM2M関連のことでございます。

今後、IoT社会が進むにつれて、M2M関連の番号の需要は拡大していくと予測されているところでございます。各シンクタンクからはいろいろな予測値が出てございます。平成32年、2020年ごろでございますけれども、4,200万番号という予測値、あるいは9,162万件、あるいは、平成30年でありますけれども3,000万回線という予測がございます。

いずれにしても、こうした需要の拡大が見込まれております。これに対応いたしまして、番号制度の面からM2Mの特性に合った番号を創設して、IoTの推進を後押ししていくことを考えているところでございます。

6ページ目、こうした状況を踏まえまして、情報通信審議会の答申におきまして、M2M専用番号の対象サービスの概要が示されているところでございます。M2M等専用番号、020のサービス内容ですけれども、対象となりますのは、まずはM2Mサービス、それから、M2Mサービス以外のデータ通信専用サービスが対象になるということでございます。

基本、データ通信専用でございますが、SMS、それから、音声通話サービスについても一部認めるということでございます。M2M、あるいはデータ通信専用でございますので、相手は機械になります。したがって、電話をかけても人間は出ませんし、SM

Sを送っても返事が来ないという特殊な番号でございます。こういう特性をもった番号が現在の番号と同じように認識されると利用者に混乱を与えるおそれがあるということでございますので、審議会の答申においては、SMSについては、人と人との間でSMS送受信を行うサービスについては対象としないことが適当というふうに示されてございます。

それから、音声についても同じでありまして、付随的な音声通話サービスの取り扱いにつきまして、限定的な音声通話サービス、具体的には（i）M2Mサービス利用者が番号を認識する必要がない使用形態であり、かつ（ii）特定の者のみとの間で行われる場合につきましては使用可能とすることが適当という答申でございました。

また、その他のサービスの扱いでございますけれども、現時点で想定されないようなサービスについて柔軟に利用できる枠組み、例えば、人が物に発信するようなサービス、いわゆるH2Mでございますけれども、こういったものについても020番号の利用が許容され得るということでございました。

次のページでございます。以上のような議論を受けまして、実際どういうサービスが020番号の対象となるかという状況を模式化したものでございます。上の段から「パケットのみ」「パケット+SMS」「パケット+SMS+音声」という3つの区分で考えてございます。

まず、「パケットのみ」でございますけれども、これにつきましては、データ通信専用、データ通信しかしないということでございますので、020が問題なく使えるというものでございます。

次に、「パケット+SMS」でございますけれども、M2M専用につきましては、SMSは基本的に機械の制御用に用いるということでございますので、これは020が使用できます。他方、M2M以外のもの、あるいはMVNOユーザー向けのものにつきましては、基本的に人と人とのメッセージ交換に使われる場合が多いと。利用者に対して、そういった人と人とのメッセージ交換に使ってはいけないというようなことはなかなか言いづらいということでもありますので、現在と同様に070を使うというものでございます。

さらに、一番下の「パケット+SMS+音声」でございますが、M2Mにつきましては、音声は実際には不特定多数の者と通話ができるような仕様が主体になってございます。従いまして、通話先が限定される、あるいは番号を認識しないということはなかなか

か難しいということで、基本的に全て070を使いたいということでございます。

ただし、昨年の審議会でもご議論いただきましたが、限定的な音声サービス、具体的にはカーナビでありまして、ドライバーがヘルプボタンを押すとオペレータと通話できるような、限定的な音声サービスを使うカーナビについては、今後でございますけれども、020番号を使用する可能性はあるだろうということございました。

8ページ目でございます。以上のような状況を踏まえまして、電気通信番号規則等の一部改正を以下のように行いたいと考えてございます。

まず、対象とするサービスの範囲でございますが、右側を見ていただきますと、主として「データ伝送役務」と「上記以外」という2つに区分してございます。省令レベルにおきまして、主としてデータ伝送役務、上の赤枠と、音声を中心となるそれ以外というふうに分けまして、下の赤枠については020の対象外とすると。

上の赤枠からさらに、告示でございますけれども、これによりまして、緑の部分を対象外にしてございます。対象外①としては、SMSであって利用者間で送受信を行うものを対象外にする。それから、②でございますけれども、音声伝送役務であって、利用者が番号を認識できるもの、または第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うもの、この2つにつきましては020の対象外とする。

残ったものにつきまして、青色の対象という枠でございますけれども、パケットのみとパケット+SMSの一部、それから音声の一部につきまして、これが020の対象になるというものでございます。対象外となるものは、従来どおり070を使う。さらに、枠外に書いてございますが、個別に審査をいたしまして、総務大臣が特に認めるものにつきましては、020ではなくて070を使うという制度にしたいと考えてございます。

次のページでございますが、その他の改正のポイントでございます。M2M等専用番号につきましては、020番号帯、ポケベルに使っております0204を除く番号帯を開放いたします。また、当初は11桁で導入いたします。桁増しという議論も昨年ございましたけれども、実際桁増しをするに当たっては、ネットワーク改修のコストがかかるということもございますので、導入当初は11桁で開始したいというものでございます。

それから、指定要件等でございますが、できるだけ020は使いやすい番号にしたい、そのために指定要件の緩和を行いたいと思っております。①緊急通報、②番号ポータビリティ、③技術基準（音声通話の品質）ですけれども、これについてはいずれも要件と

はしません。他方で、④でございますが、第1種指定電気通信設備につきましては、接続はしないということでございます。これは、音声通話の相手先を限定するという意味もありますし、もう一つ、ユニバ料負担の対象外ということを明確化するという趣旨でもあります。

それから、⑤でございますが、基地局免許の保有につきましては維持をしたいと考えてございます。020番号は携帯電話ネットワーク利用が前提でございますので、従来の070と同様に基地局の保有は指定要件といたしたいと思っております。

それから、経過措置であります。既に指定済みの携帯電話番号090、080、070につきましては、これまで同様に使用ができるということにしておりまして、強制的な移行は行わないとしているところでございます。

10ページ目につきましては、M2Mサービスの携帯電話番号の利用の典型例ということで、参考までにつけたものでございます。

こうした内容で省令を改正し、具体的な制度改正をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。今後はI o Tが伸びていきますので、それを可能とするような基礎的な要件かと思っております。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。どなたでも結構です。

では、電気通信番号委員会の主査でいらっしゃいます酒井先生、何かご意見等、ご感想とかございましたら、一言お願いしたいと思います。

○酒井部会長代理 ここで特別意見があるわけではないのですが、昨年ですけれども、議論のときに、まず、M2Mとは何なのかという定義からはじまりまして、声の入っていないものがM2Mではないのかどうかということの議論もありまして、最終的には番号を意識することがないものはM2Mで、仮に声が入ってもいいようにしようということと、今後いろいろな事例が出てくるでしょうから、また、この後で議論すればいいだろうということでこういう形になったと思っております。

それから、数ですけれども、本当にもものすごい数になった場合に11桁では足りないのですけれども、その場合には桁増しをすればいいだろうと。ただ、最初から桁増しをすると結構お金がかかるし、もし、それほど伸びなかったら11桁で済んでしまうので、とりあえずこれでやってみて、非常に伸びてくるようでしたら、その時点で桁増しを考

えようと。多分そのような形が中心になってこういう形でまとまったと思います。

○辻部会長　　ありがとうございました。

○関口委員　　5ページの需要予測のところ、最後に最終的な需要2億1,700万番号とあります。M2Mはおそらく爆発的に需要が増えるだろうと私も思っているのですが、シンクタンクは1億を超える予測を出していないので、この2億1,700万番号と予測されたのは何か別の根拠というか、土台があって、このアスタリスクが出てきているのでしょうか。そこだけ教えていただければと思います。

○廣重番号企画室長　　この根拠につきましては、同じくシンクタンクの予測でございます。ただ、上に書いてありますのは、時点を区切っておりますので、2020年というのが一つで、その時点で4,200万番号と。それをさらに延長していくと、最終的にはこれぐらいになるのではないかという趣旨だったかと思えます。

○関口委員　　最終的なというのは、年度を区切らないという意味なのですね。

○廣重番号企画室長　　はい、そういうことです。

○関口委員　　了解しました。そうすると、020は8,800万しか残っていませんから、当然、桁を増やすような話になるのでしょうかね。ありがとうございます。

○大谷委員　　よろしいでしょうか。教えていただきたい点があります。今、資料でご説明いただいたときに、「通信モジュール」という言葉を言われていたのですが、通信モジュールについて、この電気通信事業法の体系の中で、ほかでも同じような意味で使っている部分があると思うのですが、そこと全く同じ意味で使っているのかどうかを教えていただければと思います。

また、その関係で、添付していただいている電気通信番号規則の新旧対照表で、通信モジュールに相当する言葉をどういうふうに表現しているのか、その箇所を教えてください。お願いします。

○廣重番号企画室長　　まず、「通信モジュール」でございますが、省令上は規定してございません。あくまで主としてデータ伝送役務ということでまずくりまして、そこから番号を認識するようなものを除外していくと。その残滓が020ということで規定してございます。なので、「通信モジュール」と明示的にここに書いてあるものではございません。

○大谷委員　　わかりました。ありがとうございます。

それで、かつてこの電気通信事業部会でも通信モジュールについて議論した回があっ

たと思っているのですけれども、通信モジュールを移動通信分野における禁止行為か何らかの規制から外すという議論が1年以上前にあったと記憶しています。今回はもちろん番号規則の話ですので、全体的な整合性がとれているかということまでは必ずしも詰めなくていいと思います。今、ご回答にあったように、通信モジュールそのものを定義しているのではなくて、主としてデータ伝送役務の用に供するものであってという言い方をして、一部除外する形でイメージするM2Mを表現しているということですので、その整合性にこだわるということは不要なのだと思いますけれども、もしご記憶であればご教授いただきたいと思います。

○廣重番号企画室長　昨年、事業法改正のとき、通信モジュールということではいろいろと具体例も出てきたというふうに記憶してございます。今回の番号規則を改正するに当たりまして、通信モジュールを実際に書こうか、引用しようかというアイデアもあったのですけれども、審議会答申にありましたように、今後どういうサービスが出てくるかわからない、できるだけ柔軟な制度をとるという要請もございましたので、あえて通信モジュールと規定せずに、必要なものだけを除いて残滓という形で今回は規定したものでございます。済みません、回答になっているかどうか。

○大谷委員　大丈夫です。そのようなご趣旨であれば、今回の議論においては全く、本当に何が出てくるかわからないというか、むしろこれから使っていただいてIoTを活性化させていきたいという施策ですので、その施策の趣旨には沿った形で今、まとめていただいて、原案をご用意いただいているものと理解しております。

ただ、これからM2MですとかIoTについてどんな施策を総合的に作り上げていくのかといったことについて、全体の見取り図みたいなものを自分の中に持っていて、それで議論に参加させていただきたいとも思っておりますので、差し支えなければ、別の場でも結構ですので、情報などをご提供いただければと思っております。

○辻部会長　今の大谷委員のご意見もごもっともで、今後は番号だけが増えるわけではないものですから、IoTが伸びるほかのいろいろな総合的な施策が必要になってくると思いますので、我々とまた情報を共有させていただけるとありがたいと私も思います。

○酒井部会長代理　IoTのアドレス自体はもちろん爆発的に増えるでしょうけれども、番号がそのうち何%を占めて、あとはインターネットのIPアドレスになるのか、このあたりをまだ完全に予測しきっているわけではないだろうと思っておりますので、全てのものが番号で区別するようになったら、多分足りるわけないと思います。

○辻部会長　それでは、どうぞ。

○内藤料金サービス課企画官　先ほどの補足になりますけれども、事業法改正に伴って施行規則について、移動通信市場の市場支配的事業者に対する不当な優遇禁止の対象となる相手の規模について、通信モジュール向けサービスは除かれる、という改正をしていますので、補足させていただきます。

○辻部会長　そのほかご意見はございませんでしょうか。

それでは、山下委員。

○山下委員　また番号の話に戻りますが、2ページの使用状況の一覧表のところ、既に070から090でM2Mになっている、割り当ててしまった番号が幾つかあると思うのですが、その方々も将来020に引っ越してくる可能性があるわけです。それはどのぐらいの数があるのかということが1つと、もう一つ確認させていただきたいのは、020の番号で、020-4ですが、残り指定可能数880万あります。これはIoTに使えるものと考えているのですか。それとも、これはポケベル専用で置いておく880万なのでしょうか。

○廣重番号企画室長　2番目の質問からですが、020-4につきましてはポケベル用に置いておく番号でございます。なので、残りの、11桁を前提にしますと8,000万が番号空間として今回開放するというものでございます。

それから、020への移行でございますが、現在使用している方を強制的に移行はさせません。なので、引き続き使い続けるという可能性はございます。ただ、可能性としては、3ページ目のグラフを見ていただきますと、現在1億6,000万のうち、通信モジュール、これが大体M2Mに該当するであろうということで1,297万と。さらに赤い部分、通信モジュール以外のところは、M2Mではないですが、データ通信専用のSIM、あるいはタブレットというものも入ってきますので、赤い部分からも一部入ってくる、020で置きかわる可能性があるとして見てございます。

○山下委員　わかりました。ありがとうございました。

○関口委員　M2Mは料金としては相当安いはずなのです。020は、1ページの改正の概要の2番目のポツのところにあるように、ユニバ料金負担の対象外になっています。これだけの差をどう考えるか次第で移行は進むと思います。例えば、2,000円にとつての2円と100円ぐらいのM2Mにとつての2円の負担の割合では負担感も相当違いますから、敏感な事業者さんの場合には移行が進むだろうと感じます。印象ですけれ

ども。

- 辻部会長　　料金は今のところでまだ問題になりませんが、
- 関口委員　　ユニバは070だと今は対象となっているわけですね。020に移行すればユニバの負担から免れますから、同じ事業者が同じサービスをするときに、ユニバーサルサービス料の負担を重いと感じる事業者さんの場合には早目に移行される、あまり感じない場合には機械の更新まではそのままお使いになるということになると思います。
- 長田委員　　それで、020の利用がユニバの対象から外れたり、品質規格など技術基準なども要件が変わるということの中で、8ページの資料によると、MNOとMVNOと少し範囲が変えてあるわけです。今後、MVNOが自身で番号をとることができるようになっていく方向が検討されていると思うのですが、そうなってくれば、MVNOの020の対象範囲がもう少し広がるというふうに考えていいのか。というか、MVNOとしては020はぜひ扱いたい分野だと思うので、MNOとの差があるということ自体は競争上あまりいいことではないと思うので、その辺の先行きを教えていただければと思います。
- 廣重番号企画室長　　現在の制度案、改正案におきまして、MVNOを直ちに排除しているというものではございません。基本的に、番号はMNOに指定をして、MNOからMVNOに割り当てをするという流れでございますが、これはMNOとMVNOとの間の調整でございますけれども、確実にMVNOのユーザーがM2Mに使うということが確保できれば、020番号を使うことは可能と考えてございますので、ここはMNOとMVNOの調整、あるいは使用用途の明確化というところにかかってくるかと思っております。
- 辻部会長　　それでは、いろいろ議論、ありがとうございました。本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、10月27日木曜日までとさせていただきます。

なお、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思っております。

また、M2M等につきまして、専用番号を導入する「電気通信番号規則」の改正に伴い、電気通信番号規則を引用する「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則」についても所要の改正を行う必要が生じますが、対象となる電気通信番号

を明確化する形式的な改正のみであることから、ユニバーサルサービス委員会での調査は不要とさせていただきたいと思います。

以上、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　それでは、その旨決定したいといたします。ありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成27年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○辻部会長　続きまして、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成27年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告に」について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長　再度、料金サービス課の藤野でございます。お手元の資料74-4をご覧くださいと思います。こちらは、NTT東日本・西日本が、27年度において、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化をどのように取り組んできたかということについて報告いただいた内容をご報告するものです。

先ほど諮問案件の中で、ユニバーサルサービスの補填対象額の算定についてご説明いたしました。その中で、対象額を決めるときに、原価としましては、設備の管理部門はLRICのモデルを使っていることを申し上げましたけれども、利用部門は実費を使っておりました。ですので、こういった交付金の金額を決める上で、利用部門における経営の効率化が非常に重要になってくることから、平成18年11月にNTTの地域会社に対しまして、利用部門を中心に経営効率化の実績等を報告していただくように求めております。それを受けて報告がなされたというものでございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。報告概要とございますが、27年度の実績、それから、28年度計画のおのおのについて報告がなされてございます。

1ページの真ん中のところでございますけれども、ユニバーサルサービスの利用部門の経営効率化の実績とございます。網かけをしてございますけれども、営業費用のうち、両方に係るところでございますが、NTT東日本で対前年度比7.3%の減、NTT西

日本で7.5%の減ということで、効率化の努力をやっていただいているということでございます。

主な取組内容について、1ページの下からご紹介してございます。まず、採用抑制を取り入れました人員数の削減というのをNTT地域会社おのおのやっております。東日本の場合ですと、26年の実績に対して27年の実績が3.2万人から3.0万人に減っている、西日本の場合は3.1万人から2.9万人に減らしているということでございます。

それから、業務の集約状況について、その次の欄にご紹介してございますが、116の受付の業務についての拠点数をNTT東日本で14拠点を13拠点に減らしているという取組をご報告いただいております。NTT西日本では、料金業務に係る拠点を集約したということで、43拠点から38に減らしたということでご報告をいただきました。

それから、資産のスリム化ということで、1ページから2ページ目にわたってございますけれども、社宅等の集約等によることで保有コストを減らしているのご報告いただいております。

そのほかに、料金請求に係る費用の抑制ということで、NTT東日本の場合はWebで行うという取組を進めていると。NTT西日本でもWeb化を進め、社内書類等送付にメール便を使う等といったことでコストの削減に努めているというご報告をいただいております。

その次に、2ページ真ん中からございますけれども、NTT東日本では費用の削減に努めているということ、それから、緊急通報につきまして、警察等の緊急通報機関の受付方式を見直しており、専用線ではなくて公衆網を使ったりすることでコストの減少をやっていただいております。

それから、第一種公衆電話でも費用削減に努めているというご報告をいただいております。

西日本でございますが、基本料に関する費用の削減のほか、やはり緊急通報、あるいは公衆電話についての費用削減に取り組んでいるということでございます。

以上、27年度でございましたけれども、28年度の計画について、3ページにございます。やはり、設備の利用部門の費用につきましては7%程度の減に努めていくということで、具体的な取組方策としては、人員数の削減、あるいは業務の集約、また拠点

数の減などを行っていくということでご報告いただいております。

以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、東西NTTには引き続き、効率化をお願いしたいと思います。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局からはございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐）　事務局から、次回の電気通信事業部会の日程についてお知らせさせていただきます。

次回の日程ですが、11月18日金曜日、午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

○辻部会長　それでは、以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会